

公示送達書

公告

令和8年9月11日付けで発付した以下の者に係る書類は、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所が不明のため送達ができないもので、当市役所課税課で保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付します。

地方税法第20条の2第2項の規定により公告します。

令和8年9月17日

廿日市市長 松本 太郎

[illegible]